

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009神第66号	
事故等名	貨物船 CRYSTAL WAY 乗揚	
発生年月日時刻	平成21年3月2日14時10分ごろ	
発生場所	和歌山県新宮港北防波堤南灯台から真方位217° 400m (概位 北緯33° 40.1'、東経135° 59.1')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月12日神戸・地方事故調査官が、船長提出の事故報告書、NKサーベイレポート、ダイバー検査報告書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	<p>船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等</p> <p>貨物船 <small>クリスタル ウェイ</small> CRYSTAL WAY(パナマ) 9,004トン (9260976) CYPRESS NAVIGATION CO., S.A.</p>	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 外国免状	
負傷者	なし	
損傷	船底に凹損及び擦過傷	
事故等の経過	<p>本船(19人乗り組み 全員ミャンマー人)は、新宮港三輪崎岸壁4号ふ頭を離れ、新宮港出口付近において港口へ向けて左転中、前路を左方に横切る漁船を認め、これを避けるため機関を全速力後進にかけて行き足を止めた。その後、左舷方からの風に圧流され、平成21年3月2日14時10分ごろ、右舷船尾付近が乗り揚げた。本船は、潮が満ちるのを待ち、タグボート1隻の支援を受けて離礁し、船級協会及びダイバーによる検査の結果、船底の中央部から船尾部にかけて凹損及び擦過傷が見られたが、航行に支障はなく、翌3日出港した。 油の流出及び浸水はなく、負傷者もなかった。</p>	
分析	<p>気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし あり なし 本船は、出港時の操船を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、出港時の操船を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	